

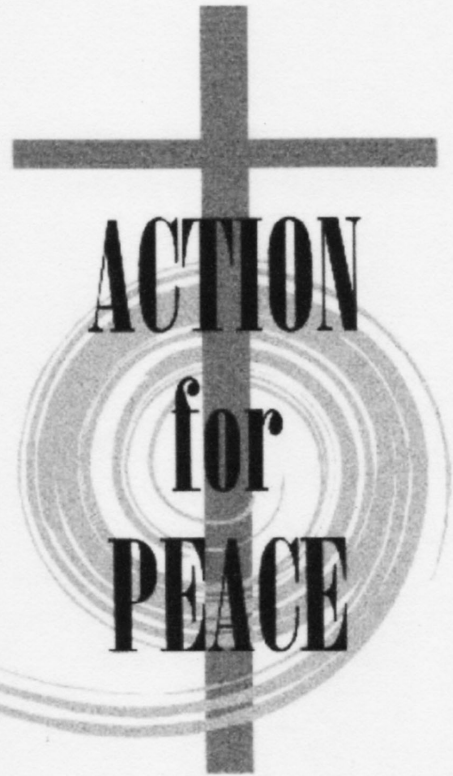
ニュースレター

2007
8
22
NO.5

さいたま市
南区南浦和
1-2-4

日本バプテ
スト連盟

日本バプテスト連盟 憲法改悪を許さない私たちの共同アクション



渡邊 亶(日本バプテスト連盟理事長・恵泉バプテスト教会員)

1960年代の反戦運動「ベトナムに平和を！市民連合」のリーダー格であった小田実さんが死去された。過日出席した、「9条の会」の呼びかけ人の一人である奥平康弘弁護士の講演会で、氏は「9条の会というのは、どこかにベ平連の衣鉢を継いでいる面があるのではないかと思います。恐ろしく政治的な性格の強い運動を肩肘張らずに、自分のペースで、自分がよしと考えるやり方で、継続的に運動をおこなう。そのために創意工夫を試み、また他人のやり方に敬意を表し、決して仲間同士の内輪もめにふけられない。」とのべておられました。

「憲法改悪を許さない私たちの共同アクション」はどうでしょうか。連盟総会の総意で理事会の下に立ち上げられた臨時委員会は、運動の媒体となるグッズ(運動のロゴマーク、パンフレット、ポスター、ハガキ、憲法改悪反対の幟旗)、学習材料(DVD—信仰から見た日本国憲法)、の作成、ニュースレターの発行、政治の動きにともなう反対行動提起をとおして、全国の教会、伝道所につなげる一人一人の反対行動の支援をしています。

それは、全国の夫々の場における憲法改悪反対の動きを喚起するものであって、運動の核心はいかに自分が、この反対運動に参加し、その輪を広げてゆくかにかかっています。憲法問題の政治状況は、いまだに危機的な状況です。何もしないで焦るのでなく、自分がよしとすることを、肩肘張らずに実行しましょう。

憲法改悪を許さない私たちのニュース

ニュース① 集会案内

○バプテスト・シンポジウム

「バプテストを問うー戦争とジェンダーの視点から」

日時 9月13日(木) 19時～21時半

場所 恵泉バプテスト教会(東京都目黒区中目黒3-13-29)

参加費 1000円

主催 バプテスト・シンポジウム実行委員会

後援 東京バプテスト神学校、日本バプテスト連盟宣教研究所

第I部 南部バプテスト連盟で進行している女性牧師の否認問題

発表 金丸英子氏(西南女学院大学教員)

応答 小檜山ルイ氏(東京女子大学教員)

第II部 日本の十五年戦争期のバプテスト教会の戦争責任問題

発表 松岡正樹氏(日本バプテスト神学校教員)

応答 枝光泉氏(北山教会牧師)

総合司会 大西晴樹氏(明治学院大学教員)

○「9条アジア宗教者会議」公開プログラム(要申し込み・先着順)

場所 在日本韓国YMCA地下スペースY文化センター

全プログラム参加共通パス 一般4000円、学生2000円

11月29日 9時～17時半(参加費一般2000円、学生1000円)

基調講演① 林東源(イム・ドンウォン/セジョン基金代表・元韓国統一省長官)

基調講演② 土井たか子(元衆議院議長・憲法学者)

パネル討論「非暴力と平和の実践」

武者小路公秀(日本/大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター所長、国際政治学者)

スワミ・アグニベッシュ(インド/元国連現代奴隷形態基金委員長、奴隷労働解放前戦委員長)

シャロン・ローズジョイ・ルイス・ドウムレデス(フィリピン/フィリピン教会協議会総幹事)

平良夏芽(沖縄/日本基督教団うふざと伝道所牧師、同教団沖縄教区書記、平和市民連絡会共同代表)

11月30日 9時～12時半(参加費一般1000円、学生500円)

パネル討論「軍事化する世界と9条ー私たちにできること」

高橋哲哉(日本/東京大学教授・哲学者)

チャンドラ・ムザファール(マレーシア/公正な世界を実現するための国際運動会長、マレーシア大学)

法輪和尚(韓国/平和財団理事長、浄土会指導法師)

ジーン・ストークン(米国バックスクリスティ国際政策担当)

11月30日 14時半～15時半

宗教者祈りの集いと平和巡礼

11月30日 19時～21時（参加費一般2000円、学生1500円）
コンサート ラトル・スネーク・アニー（米国先住民）、新谷のり子

ニュース② DVD・本の紹介

○憲法学習DVD

「忘れません、あの約束を。信仰から見た日本国憲法」

07年7月1日に行われた講演録・単価500円（レジメ付き）送料100円（2枚以上購入の場合無料）・申し込み問い合わせ 日本バプテスト連盟事務所

講演者 井堀哲さん（弁護士・八王子めじろ台教会員）

キリスト教信仰の立場から日本国憲法の意義を学び、現在進められている憲法「改悪」の問題点を、自らの信仰的課題として取り組むためのDVDです。

《学習者の声》憲法の基本とキリスト者の関係も語られ、分かりやすかった。／今まで聞いた憲法の話の中で、最高・最良の話だった。日本国民全員に聞かせたい。／DVDなので何度も見直しが出来勉強になります。

○「靖国の闇によろこそー靖国神社・遊就館非公式ガイドブック」

辻子実（恵泉バプテスト教会員）著・社会評論社・A5判・208頁・1800円+税

「靖国神社を歩く」ガイド。知る人ぞ知る「靖国博士」である著者が、貴重な資料と知識を披瀝し、靖国神社および関係者の発言などを紹介しながら、できるだけビジュアルに「ヤスクニの闇」を案内する。図版満載。この本を片手に靖国に行こう！

（ブックカバーを裏返すと「靖国神社を歩きやすく」という遊びも入れてあります。買ったらかバーを裏返ししてみてください。）

憲法 世界の声 チャールズ・M・オーバビーさん

（元米軍爆撃機パイロット、オハイオ大学名誉教授、米国九条の会創設者、『地球憲法第9条』著者）

日本国憲法第9条は日本人だけのものではなく、人類全体のものです。それは、男性社会の産物である戦争という恐ろしいゲームを終わらせたいという人類全体の叫びなのだと思います。世界中のたくさんの人々が戦争をなくしたいと望んでいるにも関わらず、日米両政府は軍勢力というものが必要だと思っています。日本国憲法が「改正」され、9条がなくなるようなことがあれば、それは人類全体の悲劇です。

安倍政権は9条を変えたがっていますが、アメリカの側には、アメリカが世界各地で仕組んだ戦争に日本の自衛隊をどんどん使っていこう、日本の自衛隊も人殺しに参加させようという意図があるのです。ですから、9条が変えられてしまったら、それは人類全体の悲劇であり、そんなことはあってはならないのです。日本人が世界中でアメリカの戦争に参加するようなことはとんでもありません。そんなことはぜひ防がなければなりません。

*「私と憲法」への「声」募集中です。互いに声を上げて、連帯していきましょう！

連載投稿 国会を見張る①

8月の臨時国会で、わたしが注目していたことがありました。それは「憲法審査会」の設置についてです。5月14日に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律によれば、憲法審査会は両院に置かれることが決められていたのですが、参議院選挙の与党惨敗・参議院での与野党逆転・野党側の抵抗により、それができなくなったのです。もともと、同法には憲法審査会に関する細かい規定がありません。その規定作り・運用の詳細(後述)で、与野党は合意できず、入り口にすら入れなかったということです。しかし、油断はできません。確実に9月の臨時国会では、憲法審査会が設置され、改憲案の骨子が議論される可能性が高いからです。

この連載では、主に憲法審査会の傍聴監視を、随時報告したいと思います。それは国家権力を絶えず見張り、警告を発していた預言者の務めです。国会のある東京地方に住むキリスト者の、預言者的使命です。初回は、憲法審査会の基本的な内容とその問題性を説明します。

改憲手続法第102条6項によれば、憲法審査会は、「日本国憲法…について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に」設けられる機関です。しかも、調査や審査だけではなく、同条7項によれば改憲原案・改憲発議・国民投票に関する法案も提出できます。憲法審査会は、衆議院と参議院にそれぞれ置かれますが、必要に応じて両議院の合同審査会を開くことができます(同条8項)。両議院の意見が異なる場合の調整をできるということです。

この憲法審査会には、いくつかの問題があります。一つは、憲法審査会の実際の運用の詳細が決まっていないことです。会議の公開・非公開、定足数(50名ほどと言われていますが)、議決要件、公聴会の義務化など、未だ決まっていません。どのような内容になるのかにまず注目しましょう。参議院選挙で当選した議員を合わせると、憲法九条の改正に消極的な人が増えたと言われます。改憲発議に必要な、三分の二を切ったとも言われます。そのような人たちが、憲法審査会に入るのかどうか、特に民主党でどうなのかが要点の一つです。そして、付帯決議されたように、少数会派がどれぐらい配慮され数を占め、質問時間が確保されるのかも重要です。二つ目に、国会の会期と関係なく活動できる常設の機関であることです。これは、国会の会期性の原則に反しているので、憲法違反の疑いがあります。閉会中に活動しないように、監視しなくてはなりません。主権者への情報提供が付帯決議されていますが、真に守られるかを注視しましょう。三つ目に、合同審査会の権限が曖昧であることです。もしかすると前もって合同審査会を開き、調整済みの素案を各議院で審議させるかもしれません。そうなれば、憲法の定める参議院と衆議院それぞれの独立性が損なわれ、憲法違反となる疑いがあります。また、改憲手続き法案の提案者の一人、自民党の保岡興治は「改憲原案は三年間提出できない(付帯決議)が、改憲原案の骨子をまとめるところまでは憲法審査会の権限内」との趣旨を、国会で答弁しました。毎回の会議を傍聴監視する必要があります。昨今の報道機関の劣化を考えると、自分自身で確かめる必要があります。インターネット中継や、会議録の閲覧がウェブサイトで可能です。

強行採決された改憲手続法は、十八もの付帯決議を付けざるを得なかった欠陥法です。煮詰めなかった内容の審議は、憲法審査会で行われます。ここでもまた、主権者軽視の審議が行われないように、付帯決議が誠実に履行されているのかも含め、分かれ道に立ってよく見ていたいと思います。

(城倉啓／志村バプテスト教会牧師)

憲法改悪を許さない私たちの共同アクション

ACTION for PEACE